

平成 28 年 1 月

日本ハム健康保険組合 被保険者 各位

日本ハム健康保険組合

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 197 条第 2 項に基づき、日本ハム株式会社に対して、平成 29 年 1 月 31 日までに被扶養者の方の個人番号を届け出ていただくようお願い申し上げます。

届け出ていただいた被扶養者の方の個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）別表第 1 の 2 の項に規定する「健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務」のために利用します。

被保険者の皆様におかれましては、被扶養者の方の個人番号を届け出る際には、被扶養者の方の通知カードや個人番号カードを確認するなどして、記入間違いがないよう御注意ください。